

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社の川内原子力発電所の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬）により、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、国、県等の規定により示された関係事項に関して、湧水町防災会議が作成したもので、町民や避難者の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 定義

本計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により住民等の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

原災法第2条第2号の規定に基づく事態であり、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（原子力発電所の外における放射性物質の運搬の場合にあって、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(4) 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

(5) 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(6) 関係周辺市町

原災法第7条第2項に規定する市町であり、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姪良市、さつま町、長島町をいう。

(7) 受入市町村

薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は原子力災害医療対策として設置する救護所等の所在市町村をいう。

(8) 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府、原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等

(9) 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州運輸局等

(10) 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社等

(11) 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送、株式会社エフエム鹿児島、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等

(12) 防災関係機関

県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村、県警察、県教育委員会、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、九州電力その他防災機関をいう。

(13) 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える態勢を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

(14) 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家をいう。

(15) オフサイトセンター

原災法第12条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターという。

(16) 情報収集事態

薩摩川内市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。

(17) 警戒事態（AL）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階（薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したEALのとおり。）をいう。

(18) 施設敷地緊急事態（SE）

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

(19) 全面緊急事態（GE）

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

(20) 施設敷地緊急事態要避難者

PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- ア 要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(21) 要配慮者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

(22) 国事故現地警戒本部

警戒事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官を現地本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

(23) 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

(24) 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

(25) 国現地本部

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。

原子力災害現地対応の総合調整を行う。

(26) 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

(27) 機能グループ

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班プラントチームの8つの班等をいい、国現地本部を構成する。

(28) 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

(29) 警戒区域

原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第63条の規定に基づき、薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線により被ばくすることなどにより、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し若しくは禁止し又は退去を命ずることができる区域をいう。

(30) 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所からおおむね30kmの圏内及び甕島の全域の区域をいう。

(31) 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転又は避難の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合の代替の避難所をUPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下「避難施設等調整システム」という。）をいう。

第3節 計画の性格

本計画は、町の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針及び県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、作成又は修正するものである。

また、本計画に定めのない事項は、「湧水町地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編、火山災害対策編及び資料編）」によるものとする。

第4節 計画の周知徹底

本計画について、防災関係機関等に対して周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものは、町民への周知を図るものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定する。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質は、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)の範囲は、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域が定められる。

1. 予防的防護措置を準備する区域

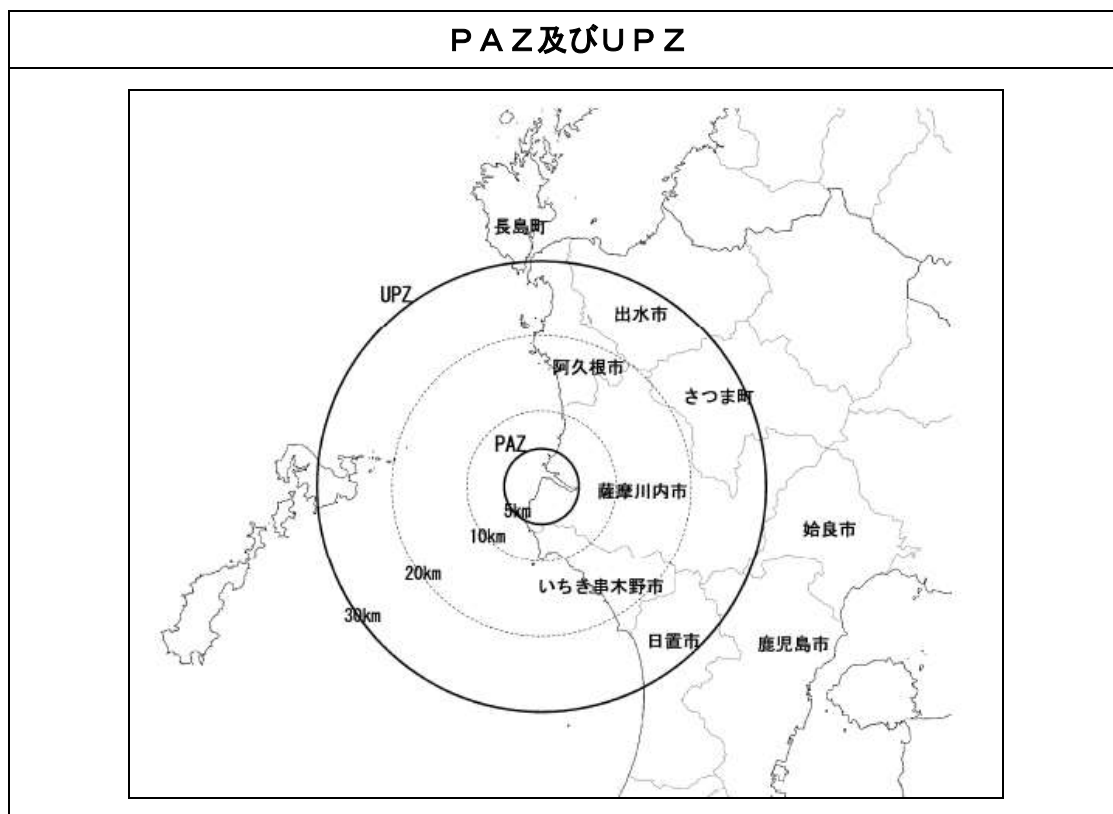
(PAZ:Precautionary Action Zone 以下「PAZ」という。)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心としておおむね半径5kmとする。(下図のとおり。)

2. 緊急防護措置を準備する区域

(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone 以下「UPZ」という。)

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり原子力発電所を中心として、おおむね半径5～30kmの範囲内とする。(下図のとおり。)



第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力発電所の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置が準備、実施される。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置が実施される場合がある。

緊急事態の区分とE A Lの枠組みに応じた原子力災害対策重点区域の措置等

緊急事態の区分	E A Lの枠組み (判断基準)	措置の概要	
警戒事態 (A L)	<ul style="list-style-type: none"> 異常事象の発生 異常事象発生のおそれ 	P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難準備
施設敷地 緊急事態 (S E)	特定事象 (原災法10条相当事象) <ul style="list-style-type: none"> 原子炉への注水が直ちに不能 (一部の機能が使用できない。) 全交流電源喪失 (30分以上継続) 等 	P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難 一般住民の避難準備
		U P Z	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避準備 等
全面 緊急事態 (G E)	原子力緊急事態 (原災法15条相当事象) <ul style="list-style-type: none"> 原子炉への注水が直ちに不能 (全ての機能が使用できない。) 全交流電源喪失 (1時間以上継続) 等 	P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 一般住民の避難 安定ヨウ素剤服用
		U P Z	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避 安定ヨウ素剤の緊急配布の準備 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備 等

(九州電力が設定する川内原子力発電所における緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level 以下「EAL」という。) については、巻末の資料「川内原子力発電所におけるEALについて」参照)

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には、予防的な防護措置 (屋内退避) が原則実施される。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level 以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、消防、警察、教育委員会、自衛隊が処理すべき事務又は業務の大綱は、湧水町地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編、火山災害対策編及び資料編）によるほか、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱
町（受入市町村としての役割）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 ・ 防災業務関係者に対する教育に関すること。 ・ 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 ・ 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 ・ 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 ・ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 ・ 薩摩川内市及び関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること。 ・ 避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。 ・ 避難誘導への協力に関すること。 ・ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。 ・ 被ばく医療措置への協力に関すること。 ・ 環境汚染への対処に関すること。 ・ 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。 ・ 風評被害等の影響の軽減に関すること。 ・ 災害時における所管道路の通行確保に関すること。
警察、自衛隊
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画（原子力災害対策編）による。 <p>第1章総則－第9節参照</p>

<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p>
<p>伊佐湧水消防組合</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 ・ 住民等の避難等の誘導に関すること。 ・ 傷病者の救急搬送に関すること。 ・ 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。等
<p>町教育委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 ・ 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 ・ 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。 ・ 町立学校等への災害情報の伝達に関すること。 ・ 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。等